

入札契約制度のイノベーション

我が国の公共工事における入札契約制度は、この20年の間に大きな変化を遂げた。指名競争入札から一般競争入札へ舵を切るとともに、VE（ヴァリューエンジニアリング）方式、CM（マネジメント技術活用）方式や設計施工一括発注方式の導入、さらに総合評価方式の導入が図られてきた。これらは、この間に発生した談合問題、コスト縮減、品質確保や低入札問題等にそれぞれ対応するために当初は導入された制度である。また、東北地方の復興事業においては、急激に増大した事業を早期に実施するため、事業の上流段階に民間の技術力を導入する制度やアットリスク型のCMとコストプラスフィー方式等を組み合わせた制度等が試行されている。公共事業を実施する現場で発生するニーズに対応して、新しい制度は生み出されるものである。現在、インフラ施設の維持管理の問題に対応するために、維持管理事業を持続的に、確実に、且つ効率的に実施可能な入札契約制度の検討が始まっている。

一方で、入札契約制度を運用する発注者側の体制や技術力についても、時代の流れの中で大きく変化している。公務員の定員削減や団塊世代の大量退職等の影響により公共事業に関わる発注者側の人数は、減少を続けている。規模の小さい地方公共団体においては、技術職員を抱えることが困難であったり、公共事業の経験を十分に積むこと

が難しいケースが増大したりしている。技術職員を有する発注者においても、特に現場の事務所において、若手職員の減少により、その技術力育成にも大きな課題を抱えている。インフラサービスを持続的に提供するためには、今後も価値の高い公共事業を実施する必要があり、発注者側の体制に応じた入札契約制度を構築することは必要不可欠である。

我が国の入札契約制度の基本は、会計法（地方公共団体の場合は、地方自治法）に規定されており、その原則は、明治会計法に遡る。1900年に指名競争入札が、1961年に低入札調査制度と価格以外の要素を考慮することが可能な制度（総合評価方式の根拠規定）が導入される以外は、大きな改訂はされていない。時代の要請に応じて、官公需法、WTO政府調達協定、独占禁止法、品確法等の制度が制定或いは改訂されたものの、会計法は変わらぬまま、入札契約制度は、その運用で時代の要請に応えようとしてきた。一方で、実施される公共事業は、インフラの新設だけでなく維持管理や更新の事業が増え多様化するとともに、事業の実施体制も民間企業の技術力の発展に伴い、大きく変化している。今後の価値の高い（Value for Money）調達の実現のためには、入札契約制度の基本から、再構築することが求められているといえる。

東京大学大学院 工学系研究科
社会基盤学専攻 教授

お ざわ かず まさ
小 澤 一 雅



入札制度は、調達する内容に応じて企業を評価し、契約内容を確定させるための企業の選定制度である。現在の会計法のもとでは、一般競争入札が原則であり、価格で競争することを前提としている。例外規定として、指名競争入札及び随意契約が規定されており、価格競争の例外規定として価格以外の要素を考慮することが可能となっている。一方で、公共事業のプロセスには、調査計画や設計段階に必要なコンサルティングサービス等のように価格よりも品質を重視して調達すべきものも含まれる。運用においては、企画競争方式やプロポーザル方式と呼ばれる選定方式が活用されているが、これらは、法律上は、随意契約として扱われることとなっている。また、交渉方式の規定がなく、予定価格制度のもとで価格（総価）による申し込みをもって契約の相手方を特定する規定しか存在しないため、工事において頻繁に発生する設計変更においても、予定価格を定め、入札によって変更契約が確定する運用が行われている。多様な企業選定方式に対応しやすい入札制度を構築するためには、これらの基本的考え方を見直す必要がある。

契約制度は、受発注者間の責任分担や支払い条件等を決め、契約内容の変更のための手続きや受発注者間で紛争が発生した場合の対処のプロセスを定める制度である。契約書に規定すべき事項に

ついては、予算決算及び会計令と建設業法に規定があり、会計法において、契約保証金の納付の規定及び免除規定が定められている。また、建設業法により、中央建設業審議会が建設工事の標準請負契約約款を作成し、その実施を勧告することができることとなっており、現在、公共土木工事の標準請負契約約款、下請負工事の標準契約約款、設計業務等の委託契約約款が作成されている。多様な契約方式に対応しやすい契約制度を構築するためには、共通仕様書、適用すべき諸基準等を含めた契約図書の様式や積算基準を含めた見直しも考える必要がある。

英国では、土木学会が発刊する新しい契約体系 New Engineering Contract を活用し、事業の早期に施工者を参加させる Early Contractor Involvement (ECI) 契約と呼ばれる方式が導入されている。米国においても、同様の CM/GC 契約が活用されている。豪国においては、Alliance 契約と呼ばれる発注者、設計者、施工者が一体となって事業を実施する仕組みが導入されている。いずれも、それぞれの現場のニーズに基づき創出された新しい契約方式である。我が国においても、今後の事業の特性、発注者の体制、民間企業の技術力等を考慮し、入札契約制度のイノベーションにより、より価値の高い事業の実現を期待したい。